

第3節 生活衛生対策

1. 飲料水の安全確保

（1）現状

ア. 健康危機管理体制

飲料水を原因とする健康危機事象については、大阪府飲料水健康危機管理実施要領に基づき、危機事象等に関する情報収集と関係者への連絡を行うとともに、給水の停止、施設の改善指導等を実施することにより、健康被害の発生予防および拡大防止対策を講じている。

イ. 水道水質の安全確保

水道水質の安全確保については、水道水源対策として、府内水道事業者と連携し、大阪府水道水質管理計画に基づく水質監視、微量有機物質調査による未規制物質に係る知見の収集、水質汚染時の緊急連絡を実施している。浄水処理施設については、クリプトスポリジウム等に対応できる適切な施設整備と運転管理について指導・助言を実施している。

また、供給される水道水が蛇口から清浄に供給されるよう、貯水槽式水道について適正管理に係る指導啓発を実施している。

（2）今後の方策

専用水道や簡易専用水道に関する権限等が平成25年4月1日に市長に移譲されたが、飲料水を原因とする健康危機事象について円滑に対応できるよう関係機関で調整をはかる。

また、危機管理体制の一層の強化充実をはかるため、水質検査の共同化など水道事業の広域化による運営基盤の強化を推進する。

2. 遊泳場の衛生と安全の確保

（1）現状

ア. 条例による規制

遊泳場（プールおよび海水浴場）については法律による規制がないことから、大阪府遊泳場条例および同条例施行規則で施設および設備等の基準、遊泳場について講ずべき措置、遵守すべき事項等について定めることにより、衛生管理および安全の確保をはかっている。

なお、学校教育活動として位置づけられる学校プール等については、文部科学省の通知により管理が行われている。

イ. プールに起因する事故への対応

平成18年の埼玉県ふじみ野市市営プールにおける吸い込み事故を受け、排水口等の網等のビス止めおよび二重構造の状況確認、改善指導等の緊急時対応を実施した。さらに、

平成19年に国から安全と衛生に係る通知がなされたこと等を受け、遊泳場のより安全かつ衛生的な管理運営をめざし、条例および同施行規則を平成20年に改正した。

また、平成23年の泉南市立砂川小学校の一般開放プールにおける水死事故を受け、各施設に対し、適正な監視員の配置など、より一層の事故防止対策を徹底するよう立入指導等を行った。

ウ. 禁煙による危険防止規定の追加

府内の遊泳場は、これまで喫煙に関するルールがなかったことから、海水浴場で火のついたたばこを素足で踏んで危険な目にあうなど、遊泳場における安全が害される事態が生じていた。そこで、遊泳場における安全の確保をはかるため、危険防止の観点から、平成23年に条例を改正し、喫煙専用区域を除く遊泳場内において喫煙してはならないことなど、遊泳場内において行ってはならない行為を新たに規定した。

（2）今後の方策

通年営業しているプールのうち、構造的に二重構造とし難いプールに対しては、改善されるまでの間、監視強化や点検頻度を増やす等、営業者に安全対策をはかるよう指導している。監視体制や事故発生時の対応等については、立入検査の際に再確認し、開設者の安全対策に関する意識向上をはかる。

また、夏期のみ営業されるプールについては、引き続き営業前の立入検査等で安全確認を実施する。

さらに、遊泳場における安全確保の観点から、引き続き利用者に対し遊泳場の禁煙化（分煙）等危険防止のため啓発を実施する。

3. レジオネラ対策

（1）現状

府内の公衆浴場や旅館の共同浴場についてレジオネラ症の発生防止のため、平成17年1月に大阪府公衆浴場法施行条例、大阪府旅館業法施行条例の構造設備基準および措置基準を改正するとともに、レジオネラ症の拡大を防止するために「旅館及び公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ属菌検出時及び患者発生時の指導指針」を定め、レジオネラ属菌が検出された場合の速やかな改善とその確認、また、レジオネラ症患者が発生し、原因施設としてこれら入浴施設が疑われる場合の速やかな安全の確認および改善指導を行っている。大阪府では、府域の対象施設の営業者に対しレジオネラ属菌発生防止対策について講習会を開催し、発生した場合の対応について指導するとともに毎年、公衆浴場および旅館の共同浴場約650施設のうち約140施設に対してレジオネラ属菌の収去検査を実施し必要に応じた指導を行っている。

また、社会福祉施設等の入浴設備についても、平成20年3月に健康医療部・福祉部内関係機関で策定した「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策要領」に基づき、レジオネラ属菌検出時等に設置者等が適切な対応を行えるよう指導を行っている。

（2）今後の方策

レジオネラ属菌発生防止のため今後とも講習会、立入監視等により各営業者に対してレジオネラ対策の必要性について指導啓発を行っていく。

また、レジオネラ属菌が浴槽で検出または浴槽を利用した方でレジオネラ症患者が発生した場合においても感染拡大防止のための指導を継続して行っていく。

4. 特定建築物の環境衛生対策

（1）現状

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年10月施行）に基づき、店舗・事務所等多数の者が使用または利用する用途の建築物であって、一定規模以上のものを「特定建築物」と定義し、「特定建築物使用の届出」、「建築物環境衛生管理基準の遵守」、「建築物環境衛生管理技術者の選任」等について義務づけている。

府4保健所（茨木・四條畷・藤井寺・泉佐野）は、届出のあった施設に立入検査を行い、空気環境、給排水、清掃やねずみ昆虫等の防除について「建築物環境衛生管理基準」が守られ、人の健康が害されることがないように監視指導に努めている。

近年の建築物は高層・大型化し、省資源・省エネルギー型のビルや、さらに情報管理におけるIT導入など設備技術の進歩は著しいものがあり、その管理形態も高度・複雑化している。

（2）今後の方策

毎年の立入検査を継続実施し、様々な建築物においても快適で衛生的な室内環境を確保できるよう、必要に応じて立入検査時に空気環境測定や水質検査を実施するなど、実情に応じた監視指導に努めていく。また、新しい技術、機器の導入や省エネルギー対策に対応した、新しい視点からの調査、指導にも取り組んでいく。